

災害、失業、その他の事情で国保税を納めることにお困りの場合には、国保税の減免を受けられる場合があります。概要は次表のとおりですが、詳しくは保険医療課（106 窓口）にご相談ください。

事 由	減額・免除の基準	減額・免除の内容
災 害	風水害、火災、震災などにより家屋などの資産が 30%以上被害を受けた場合	損害の程度、所得に応じて、納期限が未到来の国保税の 8 分の 1 ～ 全額を減額または免除
失業 または 休廃業	前年の所得（※）が 300 万円未満の方で、引き続き 3 か月以上の失業または事業の休廃業などにより国保税の納付が困難な場合。（定年退職の場合は不可）	前年の所得（※）に応じて、納期限が未到来の国保税のうち、個人所得割分の 2 分の 1 ～ 全額を減額または免除
所得激減	世帯内の国保加入者の前年の所得（※）合計が 300 万円未満の世帯で、当該年の所得合計見込みが前年比で 5 割以下に減少し、国保税の納付が困難な場合	前年の所得（※）に応じて、納期限が未到来の国保税のうち世帯所得割分 2 分の 1 ～ 全額を減額または免除
給付制限	2 か月を超える収監などで、給付を受けられない期間があった場合	給付を受けられない期間の国保税の全額を免除

※前年の所得…課税の根拠となる年の所得（令和 6 年度の場合は令和 5 年中所得）